

2023年7月21日

西武建設株式会社

各 位

国土交通省関東地方整備局からの監督処分について

当社は、2021年3月12日に『第三者調査委員会』による調査報告書受領に関するお知らせ」として、当社の一部の社員が取得した施工管理技士の資格に関し、受検時に必要とされる実務経験に不備があったこと、また、そのうちの一部の者が3つの営業所の専任技術者として配置されていたことを公表しましたが、本件に関して、本日、国土交通省関東地方整備局より、下記の通り、建設業法第28条第1項に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

お取引先様はじめ関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを謹んで深くお詫び申し上げますとともに、今回の処分を厳粛に受け止め、改めて法令遵守の徹底を図るとともに、全社を挙げて再発防止の徹底に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

記

(1) 建設業法第28条第1項に基づく指示処分

【内 容】

- ① 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - 3) 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- ②前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

【理 由】

建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。

(2) 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令

【停止の対象となる営業の範囲】

全国における建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

【期 間】

2023 年 8 月 5 日から 2023 年 9 月 18 日までの 45 日間

【理 由】

経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

以 上